

07 不正軽油使用の防止対策に関する特記仕様書

- 1 本工事は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年 5 月 25 日法律第 51 号）を遵守すること。
- 2 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料には規格（JIS）に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

【不正軽油の定義】

地方税法第 700 条の 22 の 2 による知事の承認を得ずに行われた次のものをいう。

- (1) 軽油と軽油以外の炭化水素油（灯油、重油等）を混和して製造された炭化水素油
- (2) 上記(1)以外の方法で製造された軽油
- (3) 自動車用燃料として譲渡又は消費された燃料炭化水素油（灯油、重油等）